

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区坂下1丁目36-8
氏名 丸豊工業株式会社
代表取締役 豊城 勇一
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年1月29日

東京都板橋区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 板橋区の区域内

5 許可期間 令和6年2月1日 から
令和8年1月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

- 保管・積替施設については、以下のとおりとする。
- ・設置場所は、東京都板橋区舟渡四丁目6番10号とする。
 - ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。(廃家電を除く。)
 - ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。(廃家電を除く。)

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

再複写無効